

事業計画書

1. 施設運営の基本方針

- (1) 木津地域研修センターの利用者が、平等利用できるよう努める
- (2) 木津地域研修センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理経費の削減に努める
- (3) 利用者にとって使い勝手の良い施設とすることで、利用者の増加を図っていく

2. 施設の管理方法

- (1) 日常業務
 - ① 利用の受付及び利用の許可に関する業務
 - ・ 利用（予約を含む。）受付及び利用許可書の発行
 - ・ 利用人数の記録
 - ・ 利用日誌の作成
 - ・ 利用者間のトラブルに関して、公平な立場での対応
 - ・ 個人情報保護の徹底
 - ・ 日々の利用内容の整理
 - ・ 利用者への適正利用の指導
 - ② 施設の維持管理に関する業務
 - ・ 木津地域研修センターの施設及び設備等の維持管理
 - ・ 開錠、施錠等の管理
 - ・ 建物、設備及び物品等の管理保全
 - ・ 室内及び敷地内の整理整頓、清掃、安全点検
- (2) 月間業務
 - ① 利用の許可及び利用状況を取りまとめ、江南区産業振興課へ報告を行う。
 - ② 定期的に屋内外の安全点検を実施し、施設に不備等がある場合は、江南区産業振興課へ報告する。
- (3) 年間業務
 - ① 休館日又は開館時間の変更に関する業務
休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受ける。
 - ② 退去等の命令に関する業務
条例に規定するものに対し、利用許可の取り消し、許可に付けた条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは木津地域研修センターからの退去を命ずるものとする。
 - ③ その他業務
 - ・ 年度末終了後、速やかに収支報告書・事業報告書を作成し、江南区産業振興課へ報告する。

- ・ 定期的に職員研修を行い、接遇マナーの向上に努める。
- ・ 問題が生じた場合は、適宜管理運営会議を開催し、問題の早期解決に努める。
- ・ その他、施設の管理運営上、市長が必要と認めた業務について行う。

3. 事業計画

(1) 事業計画

木津地域の活動の拠点施設とし、利用者の拡大を図るため、次の事業を実施していく。

- ①「1. 施設運営の基本方針」に基づき、「2. 施設の管理方法」を適正に実施
- ②「3 (2) 自主事業計画」の実施

(2) 自主事業計画

各種団体と連携を取りながら、各事業の企画、実施をする。

- ①夜桜ライトアップ
- ②地域秋祭り行事
- ③地域さいの神行事
- ④地域文化祭

4. サービス向上に向けた取組

- (1) 利用者の声に積極的に耳を傾け、利用者ニーズの把握に努める。
- (2) 職員研修を行い、施設の管理運営におけるスキルアップを目指す。
- (3) 定期的に職員研修を行い、接遇マナーの向上に努める。
- (4) 各種会合等において、利用者の拡大を図るためのPR活動に積極的に取り組む。

5. 要望・苦情への対応

- (1) 利用者アンケート用紙を常設し、利用者の要望や苦情の把握に努め、利用者の声に積極的に耳を傾ける。
- (2) 要望や苦情には真摯で誠実な対応を心掛け、原則、即日対応するものとする。即日対応できない事項は、必要に応じ江南区役所産業振興課へ報告及び連携するとともに、できるだけ迅速に対応するものとする。

6. 経費削減

施設の管理運営が公費で賄われていることを十分認識し、次のことに留意しながら経費の削減に努める。

- (1) 節水や必要のない箇所の電灯は消灯するなど、経費の削減に努める。
- (2) 空調の温度管理を適切に行い、経費の削減に努める。
- (3) 利用時のみ開館により、ランニングコストを最小限に抑える

7. 組織・人員体制及び雇用・労働条件

施設の管理運営（施設管理、会計、事務）については、役員で行う。

8. 安全確保・災害時の対応

- (1) 施設の定期的な巡回などにより事故防止に努める。また、万が一事故が発生した場合は、所定の緊急連絡網により、速やかに報告・伝達を行う。
- (2) 災害が発生した場合、「危機管理マニュアル」に従い、利用者の安全を確保する。
- (3) 年1回以上、避難訓練等を実施する。
- (4) 震度5以上観測した際、役員はセンターに参集し、避難者や施設の被害状況を確認する。避難所開設の際は、区役所・地域住民と協力し、円滑に避難所運営を行う。

9. 個人情報保護等に対する取組

- (1) 個人情報保護に関する法令・例規等を遵守する。
- (2) 個人情報は、別紙「個人情報保護要綱」に従って取り扱う。
- (3) 個人情報保護に関する研修を年1回以上行い、個人情報保護を徹底させる。

10. 地域貢献活動等の実績

地域の各種団体と連携を取りながら各事業の企画、実施をする。
夜桜ライトアップ、地域秋祭り行事、地域さいの神行事、地域文化祭

11. 男女共同参画の取組

施設の管理運営や自主事業の企画運営に、地元地域や利用団体の女性からも加わってもらい、管理委員会役員と連携して取り組む。